

新潟市中央卸売市場水産物部延取引実施要綱

(趣旨)

第1条 の要綱は、新潟市中央卸売市場水産物部において取扱う水産物で、流通及び需要の特殊な物品についての延取引に関し、必要な事項を定め、新潟市中央卸売市場業務条例第48条に基づき、水産物の円滑な取引と流通を図るとともに、代金決済制度の確立を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 の要綱で延取引とは、水産物部における、卸売業者と仲卸業者若しくは売買参加者が、新潟市中央卸売市場業務条例第50条に基づき締結した支払期限についての特約の支払期日（冷凍品・塩干品（塩蔵品及び塩干加工品）は10日毎締切・締切後20日払（以下「通常取引」という。））より40日以内決済により行う取引方法をいう。

(対象物品)

第3条 延取引の対象となる物品は、冷凍品、塩干品（塩蔵品及び塩干加工品）のうち、仲卸業者及び売買参加者において、販売に相当の日数を要する取扱物品とする。

(取引条件)

第4条 延取引を適用する条件は、次のいずれの事項にも適合するものとする。

- (1) 卸売業者と支払猶予の特約を結んだ者であること。
- (2) 延べ取引を条件として、卸売業者と仲卸業者若しくは売買参加者の間で取引が成立したものであること。
- (3) 相対取引で1取引1品目（同一卸売業者からの1回、1品目の取引をいう。）の単価と数量の積の合計額が、50万円以上であること。

(決済期間)

第5条 延取引による決済は、通常取引の支払期日より、40日以内とする。

附 則

この要綱は、平成19年5月21日から施行する。

附 則

この要綱は、平令和2年6月21日から施行する。